

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年八月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十四号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二十四号(五)中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、「必要な措置」の下に「(四)に規定する監督処分に係るものに限る。(六)及び(七)において同じ。」を加え、同号(六)中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同号(七)中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同号中(五)を(六)とし、(六)の次に次のように加える。

(五) 第二十三条第一項及び第二項の規定による緊急措置

第十六条第四十号(四)中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同号(五)中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同号(六)中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同号(七)中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同号中(五)を(六)とし、(六)を(七)とし、(七)の次に次のように加える。

(五) 第二十三条第一項及び第二項の規定による緊急措置

第十六条第四十二号(一)中「(六)又は(七)」を「(五)又は(六)」に改める。

第十七条第十二号(四)中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同号(五)中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同号(六)中「第十二条第四項」を「第十二条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同号(七)中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改め、同号中(五)を(六)とし、(六)を(七)とし、(七)の次に次のように加える。

(五) 第二十三条第一項及び第二項の規定による緊急措置

第十七条第十三号(一)中「(六)又は(七)」を「(五)又は(六)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。